

国官技第 457 号
令和 8 年 2 月 27 日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領については、令和 7 年 2 月 28 日付け国官技第 473 号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定したので、遺漏なきよう取り扱われたい。

附則

本通知は、2026（令和 8）年 4 月 1 日より適用する。

なお、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」（令和 7 年 2 月 28 日付け国官技第 473 号）は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領

第1 目的

本要領は公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

第2 対象となる現場環境改善費

別表のとおり

第3 適用の範囲

周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。但し、工事内容により実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

第4 積算方法

1. 基本的な考え方

- (1) 現場環境改善費に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。
また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。
- (2) 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、第4.2.(1)の算出式により算出される現場環境改善費の100%を上限とする。なお、工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。
- (3) 費用が巨額となるなど、現場環境改善費率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積もり等を参考に適切に計上するものとする。

2. 積算方法

- (1) 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000円未満切り捨て）

| 対象額：Pi | | 現場環境改善費率：i（%） | |
|--|-----------|------------------------------|------------------------------|
| | | 大都市・市街地 | 左記以外 |
| 直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額 | 5億円以下の場合 | $i = 45.9 \cdot Pi^{-0.175}$ | $i = 32.5 \cdot Pi^{-0.202}$ |
| | 5億円を超える場合 | 1.38 | 0.57 |

i：現場環境改善費率（単位：%，小数第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）

α : 積み上げ計上分 (単位 : 円, 1000円未満切り捨て)

- (2) 率に計上されるものは、別表の内容のうち原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。
- (3) 積み上げ計上分（ α ）に計上されるものは、第4.1.(2)の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び第4.1.(3)の「率分で計上することが適当でない判断されるものの費用」である。
- (4) なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
- (5) 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

第5 設計変更について

条件明示（積み上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

第6 適用

本要領は令和8年4月1日から適用する。

[別表]

| 計上費目 | 実施する内容（率計上分） |
|-------|---|
| 仮設備関係 | 1. 昇降設備の充実 2. 環境負荷の低減 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減 |
| 営繕関係 | 1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等 |
| 安全関係 | 1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等 |
| 地域連携 | 1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等） |